

第5次福井市障がい者福祉基本計画、 第8期福井市障がい福祉計画及び第4期福井市障がい児福祉計画の 策定について

1	計画策定の目的	2p
2	国の動き・社会環境の変化	4p
3	次期計画策定に向けた基礎調査等	7p
4	現計画の成果・本市の現状	9p
5	次期計画に向けて	17p
6	次期計画について 体系骨子案	20p
	(1) 基本理念	
	(2) 重点施策	
	(3) 施策の方向、個別施策	
7	現計画との比較ポイント	27p
8	策定スケジュール	29p

第1回福井市障がい者福祉専門分科会
令和8年7月9日（木）

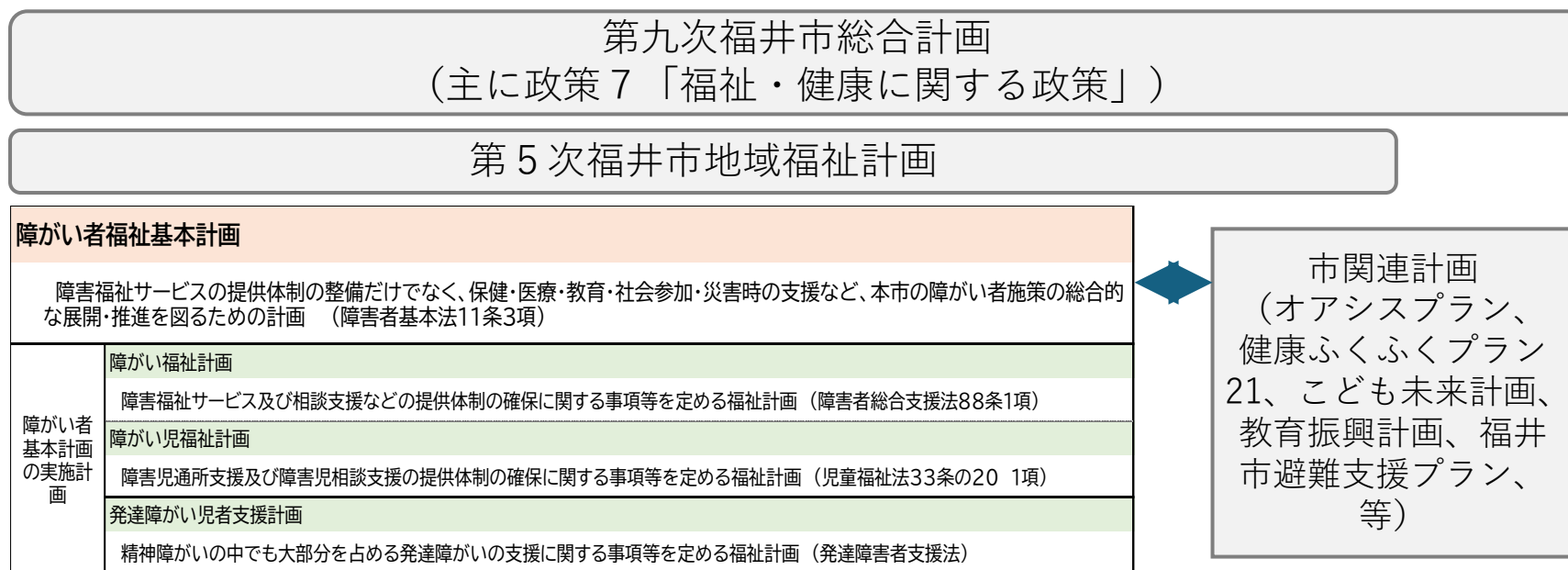
1 計画策定の目的

■計画策定の目的(基本的考え方)

- ・本市では、令和3年3月に「第4次福井市障がい者福祉基本計画」（令和3年度～令和8年度）を策定しました。また、令和6年3月には、「第7期福井市障がい福祉計画・第3期福井市障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図っています。
- ・第4次計画の策定以降、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、手話施策推進法の制定、合理的配慮の提供義務化、デジタル化や災害対応の重要性の高まりなど、障がい者施策を取り巻く国の制度や社会環境は大きく変化しています。これらの動きは、障がいのある人を「支援の対象」として捉える考え方から、権利の主体として尊重し、社会全体で支える考え方へと転換が進んでいることを示しています。
- ・第4次計画では、「一人ひとりに応じた切れ目のない支援」「毎日の暮らしを充実させるための支援」「安心して生活できるまちづくり」の3つを方向性（柱）としており、第5次福井市障がい者福祉基本計画においては、これらの考え方を基本的に引き継ぎつつ、国の動向や社会環境の変化、本市の現状等を踏まえ、手話や情報コミュニケーションの推進、合理的配慮の確保、デジタル化や災害時対応などの新たな視点を取り入れ、より実効性のある計画として策定します。

1-2 計画の位置づけ

- ・「障がい者福祉基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」と位置づけられるものであり、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示すものです。
- ・また「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい者福祉基本計画の実行計画であり、国の指針に基づいて、本市における障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の提供と相談支援体制の確保についての事項を定めているものです。
- ・なお、本市の最上位計画である「第九次福井市総合計画」では、政策7「福祉・健康に関する政策」において、「障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する」という方向性を示しており、「第5次福井市障がい者福祉基本計画」はこれらの方向性を施策レベルにおいて具体化し、実行につなげる個別計画としても位置付けます。



2 第4次基本計画策定以降の国の動き、社会環境の変化

■障がい者の情報取得・コミュニケーションに関する法改正等

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の制定及び施行（R4.5.25）



・障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を健常者と同じように得られるよう支援し、格差の解消を目指す。障がいの種類にかかわらず必要な情報を得られるよう国や自治体は施策を定め、実施する責務があることを規定

手話に関する施策の推進に関する法律（R7.6.25）



・手話使用者の手話取得や使用、手話通訳者の確保などの合理的配慮が行われるための環境整備、手話文化の保存・継承・発展に関する施策、手話に関する国民の理解増進など、手話のさらなる普及を目指す。

2 第4次基本計画策定以降の国の動き、社会環境の変化

■障がい者を理由とした差別の禁止に関する法改正等

改正障害者差別解消法の施行
(R6.4.1)



- ・ 全ての事業者に「合理的配慮の提供」を義務付け
- ・ 行政や公共施設に限らず、医療、商業、交通、各種サービス提供の場など、日常生活に密接に関わるあらゆる場において、社会全体での実践を求められている。

■障がいのある子どもとその家族に対する法改正等

医療的ケア児及びその家族に対する
支援に関する法律の施行
(R3.6.18)



- ・ 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、また、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とし、その基本理念に「医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援」することなどを定める。
- ・ 国・地方公共団体の責務として「医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援」や「相談体制の整備」などを掲げている。

2 第4次基本計画策定以降の国の動き、社会環境の変化

■障がい者の芸術文化活動の推進に関する計画

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）（R5～9年度）



・ 障がい者による文化芸術活動の推進は、未来への投資であり、全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会に資する（共生社会の実現に寄与する）ものとして、その意義を定義

■社会環境の変化

デジタル化の進展

（国「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（R7.6.13））



・ 社会全体のデジタル化が進展しており、行政においても手続きの電子化や情報発信のデジタル化が進んでいる。
・ 国の重点計画の目指す「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け、多様な障がい特性に考慮した情報保障やバリアフリーなデジタル環境の整備が課題とされている。

障害者に対する避難支援などの充実
（国「第5次障害者基本計画」（R5～R9年度））



・ 地震や大雨など近年の自然災害の多発を背景に、災害時における障がいのある人への配慮が全国的な課題となっている。

3 次期計画策定に向けた基礎調査等

本市と関わりのある当事者団体との意見交換

(令和7年4月～12月実施)

団体	団体の意見抜粋
福井市身体障害者福祉連合会	・公共交通機関の利用促進を図ってほしい。 ・地域に障がい者がいることを知らない人もいる。高齡化も進む中、災害時にどのように地域で助け合っていくのが課題だ。 ・手話の普及には、事業者に対しての研修や、中学校・高校での手話講座の開催が必要だ。
福井精神保健福祉家族会 あすわ会	・家族や当事者に医療や福祉情報が十分に伝わっていない。 ・教育現場でのインクルーシブ教育※とともに、精神障がい者や発達障がい者に最大限配慮される体制が必要。 ・発達障がいや精神障がいの人は、コミュニケーションが苦手な人が多く、そのため偏見をもたれる。双方向でのコミュニケーションが大切だが、そこに至るまでが難しい。粘り強くコミュニケーションをとってほしい。 ・精神障がい者に寄りそった伴奏型の支援をしてほしい。
福井市聴力障害者福祉協会	・改正障害者差別解消法で、合理的配慮の提供が事業者にも義務付けられたが、理解が進んでいない。 ・心のバリアフリー教室で関心興味をもつ児童が多く、手話の広がりを感じる。対象を中学校や公民館、事業者等に広げてほしい。 ・令和7年6月に国が手話施策推進法を制定したことで、職場、病院、学校、役所、劇場、避難所などで手話の情報提供がさらに広がっていく期待がある。手話が言語であるということの理解を広げていく必要があると思っている。
福井市視覚障害者福祉協会	・重度障がい者の場合はスマートフォンを持たない人も多い。情報提供について配慮してほしい。 ・夫婦ともに障がいがあったり、高齡化が進んでいる。災害時の安全確認や避難所での声掛け体制など、地域で障がいのある人が安心・安全に避難できるように取り組んでいく必要がある。 ・平時の訓練でも防災無線が聞き取り難いこともあり、実際の災害時の情報収集に不安がある。災害時を想定して、どのように情報収集できるか普段から知っておくことが大切。 ・手話以外にも、音声など多様なコミュニケーション手段への理解を深めてほしい。

※インクルーシブ教育・・・障がいの有無などのさまざまな違いや課題を超えて、すべてのこどもが同じ環境で学び合い、共生社会を構成していくことを目指す教育のこと

3 次期計画策定に向けた基礎調査等

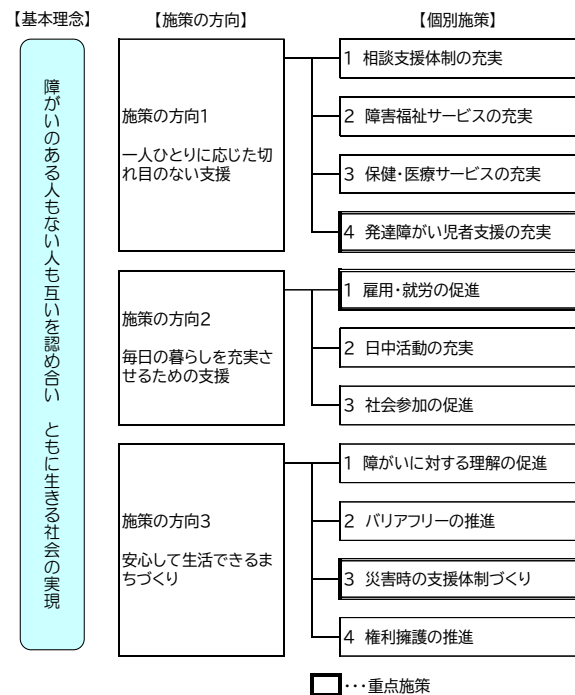
② 市民・当事者アンケート調査の主な結果 まとめ

- (市民)
- ・障がいのある方と交流した経験が「ない」と回答した人の割合が最も高く、学校、仕事、地域活動など、普段の生活で相互理解のきっかけとなる交流の経験を持たない人が一定数多くいる (35.1%)
 - ・社会では障がいを理由とする差別があると考えている人が大多数を占める (83.2%)
 - ・「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」の認知度は極めて低く (18.4%)、手話への理解を深めていくためには小中学校で手話に触れる機会をつくることが有効だと考えている (71.3%)
- (当事者)
- ・現在の生活で、自分の健康や身体のこと (47.0%)、老後のこと (41.6%) を心配している人が多い
 - ・毎日の生活を送る上で、日中の居場所、就労とその継続、福祉制度やサービスについての相談体制の充実が必要と考えている人が多い (50.7%)
 - ・仕事で困ったときに気軽に相談できる相手や窓口がないことに、強く困難を感じている (27.8%)
 - ・約7人に1人が、学校でのいじめを経験している
 - ・災害に対する備えや対策に不安のある人が多く (62.6%)、避難場所では障がいに応じた支援をしてほしいと思っている (38.9%)
- (共通)
- ・障がいのあるこどもの育成にとって、地域や社会の理解 (市民 54.6%)、学校・園の職員の理解 (当事者 48.1%) が重要だと考えている
 - ・「合理的配慮の提供」を知らない人が大多数を占める (市民・当事者 約70%)

4-1 現計画の成果（成果指標の進捗）

第4次福井市障がい者福祉基本計画（令和3年度～8年度）

- ・ 3つの施策の方向について、21の成果指標を立て、取組を推進している。（赤字は、現時点で未達成となった指標）

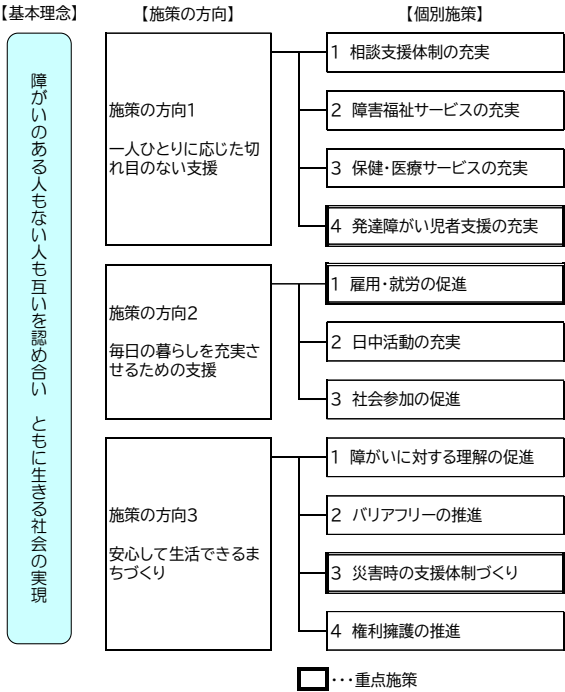


施策の方向1		一人ひとりに応じた切れ目のない支援						
指標名		策定時 (R1)	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (目標)
1	困ったことがあった時、各相談支援事業所を利用する障がい者の割合	8.6%	－	－	－	－	3.9%	20%以上
2	相談支援専門員のスキルアップのための研修会開催	年3回以上	4回	6回	8回	8回	5回	年4回以上
3	児童発達支援センター設置数	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所
4	医療的ケア児支援協議会回数	1回	2回	2回	1回	2回	2回	1～2回／年
5	心の健康をテーマとした健康教室の開催	3回	1回	未実施 コロナのため 事業中止	1回	2回	1回	年3回以上
6	妊娠・子育てサポートセンターふくっこ相談件数	開設	2,529件	2,690件	2,625件	2,410件	2,361件	3,150件／年
7	発達障がい児者支援の人材育成数※	12人	50人 (22人)	79人 (29人)	109人 (30人)	237人 (128人)	307人 (70人)	累計 96人

※上段数値はR1年度以降の累計数、下段（ ）は単年度の実績数

施策の方向2		毎日の暮らしを充実させるための支援						
指標名		策定時 (R1)	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (目標)
8	就労している障がい者の割合	50.9%	－	－	－	－	30.3%	60%以上
9	会社見学会の開催数（うち農業分野2回）	3回	未実施	未実施	1回	未実施	1回	年3回以上
10	就職後の定着支援者数	27名	27名	29名	34名	35名	27名	35名／年
11	スポーツイベント開催数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	年1回以上
12	市主催の研修会や講座への手話通訳士等派遣回数	48回	36回	46回	60回	54回	79回	年60回以上

4-1 現計画の成果（成果指標の進捗）



施策の方向3		安心して生活できるまちづくり						
指標名		策定時 (R1)	R3	R4	R5	R6	R7	R8 (目標)
13	障がいのある方と交流した経験のある市民の割合	67.0%	-	-	-	-	65.0%	80%以上
14	心のバリアフリー教室開催数	5校	10校	4校	6校	6校	6校	年5校以上
15	合理的配慮についての職員研修回数	2回	2回	1回	2回	3回	3回	年2回以上
16	市有施設のバリアフリー整備率（障がい者対応トイレ）	75.8%	78.0%	78.5%	77.1%	78.4%	集計中	80%以上
17	市有施設のバリアフリー整備率（障がい用駐車場）	54.1%	59.3%	60.5%	61.7%	63.5%	集計中	60%以上
18	災害時に一人で避難ができない、わからないと感じている障がい者の割合	59.2%	-	-	-	-	54.3%	50%以下
19	障がい者用防災スカーフの配布数	419枚	1,026枚 (493枚)	1,083枚 (57枚)	1,286枚 (203枚)	1,347枚 (61枚)	1,360枚 (13枚)	600枚以上
20	社会において障がいを理由とした差別があると思う市民の割合	88.0%	-	-	-	-	83.2%	50%以下
21	成年後見制度の利用促進にかかる広域連携中核機関の設置	令和4年度までに設置完了						

4-1 現計画の成果（成果指標の進捗状況）

成果と課題

- ・第4次福井市障がい者福祉基本計画の推進により、相談支援体制の整備、障がい福祉サービスの充実、障がい者雇用の拡大、福祉サービス利用の増加など、障がいのある人の地域生活を支える基盤は一定程度構築されてきました。
- ・他方、市民や当事者アンケート結果からは、社会における障がいを理由とした差別や理解の不足、情報の取得や意思疎通の困難、災害時の避難や対策などについて、十分に取組の成果が表れているとは言い難く、今後さらに取組を強化していく必要があります。

福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会委員からの主な意見（抜粋）

- ・就労の問題について、ハローワークとの連携強化が必要
- ・「合理的配慮の提供」について、提供をする側への研修が必要
- ・災害時の支援体制について、危機管理部局と福祉部局との連携の強化が必要
- ・福祉サービスを利用していない人の、災害時の把握が問題
- ・施設からの地域移行を進める上で、障がいについての理解促進と並行した環境整備が必要

4-2 本市の現状

障がい者福祉を取り巻く現状

(1) 人口と障がい者手帳所持者の推移

- 本市の総人口は、平成7年をピークに減少に転じており、令和8年まで人口減少が続いている一方、65歳以上の高齢化率は上昇傾向が続いています。
- 障がい者手帳所持者数は、平成30年から令和5年までの間でやや減少しましたが、人口減少が進む中、総人口に占める手帳保持者の割合は令和3年以降に高くなり続けています

(単位：人)

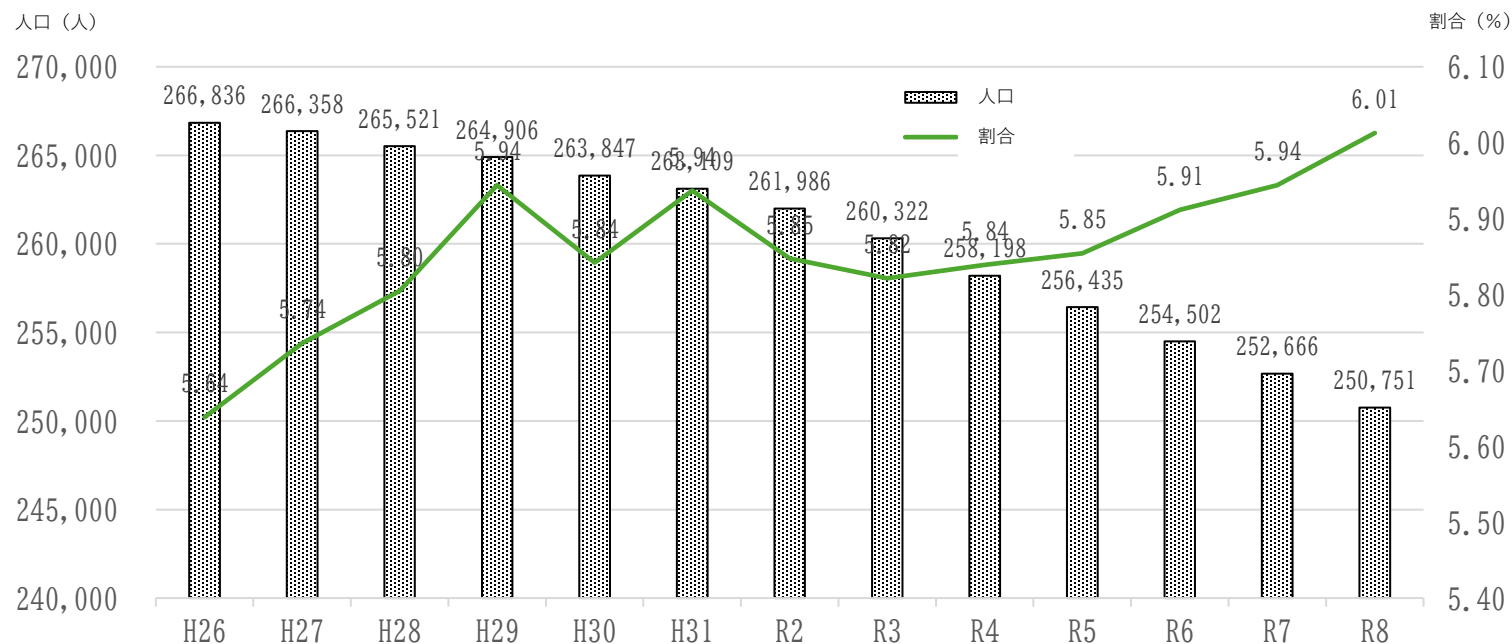
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	258,198	256,435	254,502	252,666	250,751
65歳以上	76,409	76,160	76,378	76,213	76,454

(各年4月1日)

(単位：人)

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
障がい者手帳所持者合計数	15,076	15,012	15,045	15,018	15,077
総人口に占める手帳所持者の割合(%)	5.84	5.85	5.91	5.94	6.01

(各年3月末)



4-2 本市の現状

障がい者福祉を取り巻く現状

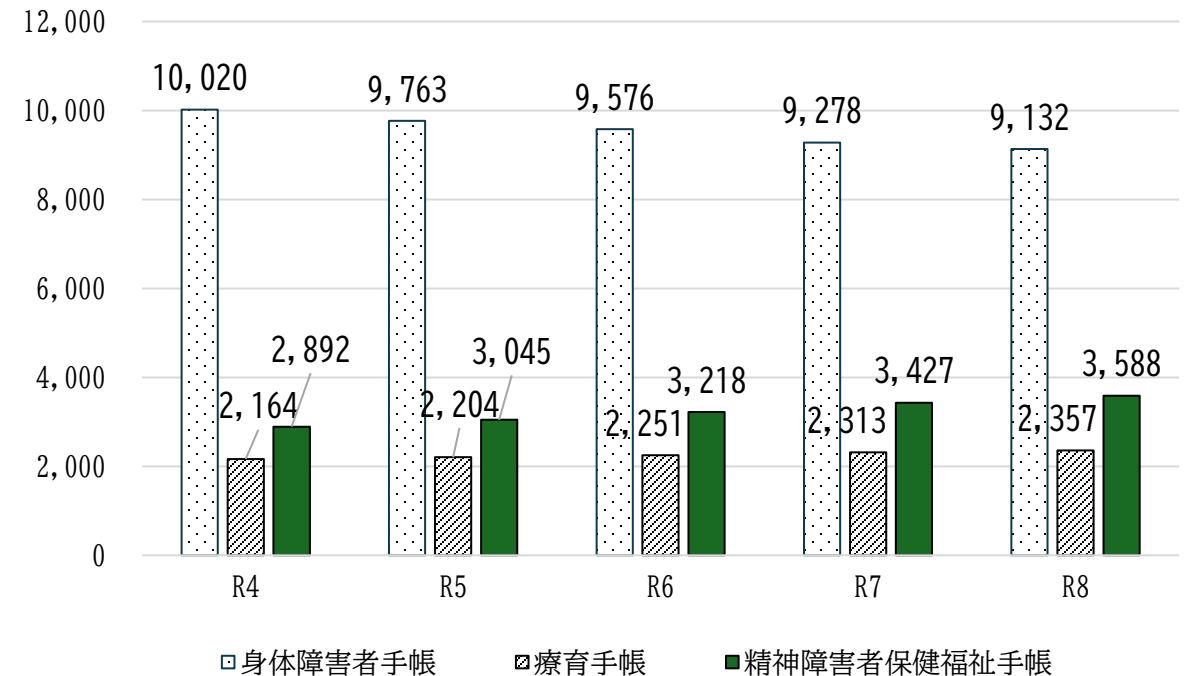
(2) 障がい者手帳所持者の障がい種別推移

- 令和4年から令和8年の手帳所持者の総数は、ほぼ横ばいとなっています。
- 障がい種別でみると、令和4年から令和8年で、身体障害者手帳所持者は888人（8.9%）の減少となっている一方、知的障がいのある方に交付される療育手帳所持者は193人（8.9%）の増、精神障害者保健福祉手帳所持者は696人（24.1%）の増と大幅に増加しています。
- また、手帳所持者全体に対する障がい種別の割合は、身体障害者手帳が最も高く60.6%であり、次いで、精神障害者保健福祉手帳23.8%、療育手帳15.6%となっています。

（単位：人）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
障がい者手帳所持者合計数	15,076	15,012	15,045	15,018	15,077
身体障害者手帳	10,020	9,763	9,576	9,278	9,132
療育手帳	2,164	2,204	2,251	2,313	2,357
精神障害者保健福祉手帳	2,892	3,045	3,218	3,427	3,588

（各年3月末）



4-2 本市の現状

■障がい者福祉を取り巻く現状

(3) 障がいのある人の雇用状況

- ・「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇うことを義務付けています。
- ・令和7年度における福井県の障がい者雇用の状況は、法定雇用率が適用される民間企業は865社、雇用されている障がいのある人は3,166人で、前年より143人増加しました。
- ・実雇用率は2.72%となっており、全国平均2.41%を上回っています。
- ・法定雇用率を達成している企業の割合についても58.4%となっており、全国平均の46.0%を上回っています。

<障がいのある人の雇用状況>

(単位：人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
企業数（社）		765	771	765	839	865
常用雇用労働者数（人）		125,396.5	125,614.5	113,361.0	122,205.5	120,362.0
法定基礎労働者数※（人）		119,244.5	119,494.5	113,043.5	116,043.5	116,318.0
	身体障がい	1,641.5	1,609.5	1,562.0	1,595.0	1,607.5
	知的障がい	747.5	725.0	689.5	712.5	689.0
	精神障がい	629.5	624.5	663.0	715.5	869.5
	計	3,018.5	2,959.0	2,914.5	3,023.0	3,166.0
実雇用率（％）		2.53	2.48	2.58	2.61	2.72
└ 全国平均（％）		2.20	2.25	2.33	2.41	2.41
達成企業数（社）		441	449	460	476	505
達成企業割合（％）		57.6	58.2	60.1	56.7	58.4
└ 全国平均（％）		47.0	48.3	50.1	46.0	46.0

※法定基礎労働者数：常用雇用労働者数から除外率相当数（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数

出典：福井労働局「障害者雇用状況集計結果」

4-2 本市の現状

障がい者福祉を取り巻く現状

(4) 発達障がいのある人の状況

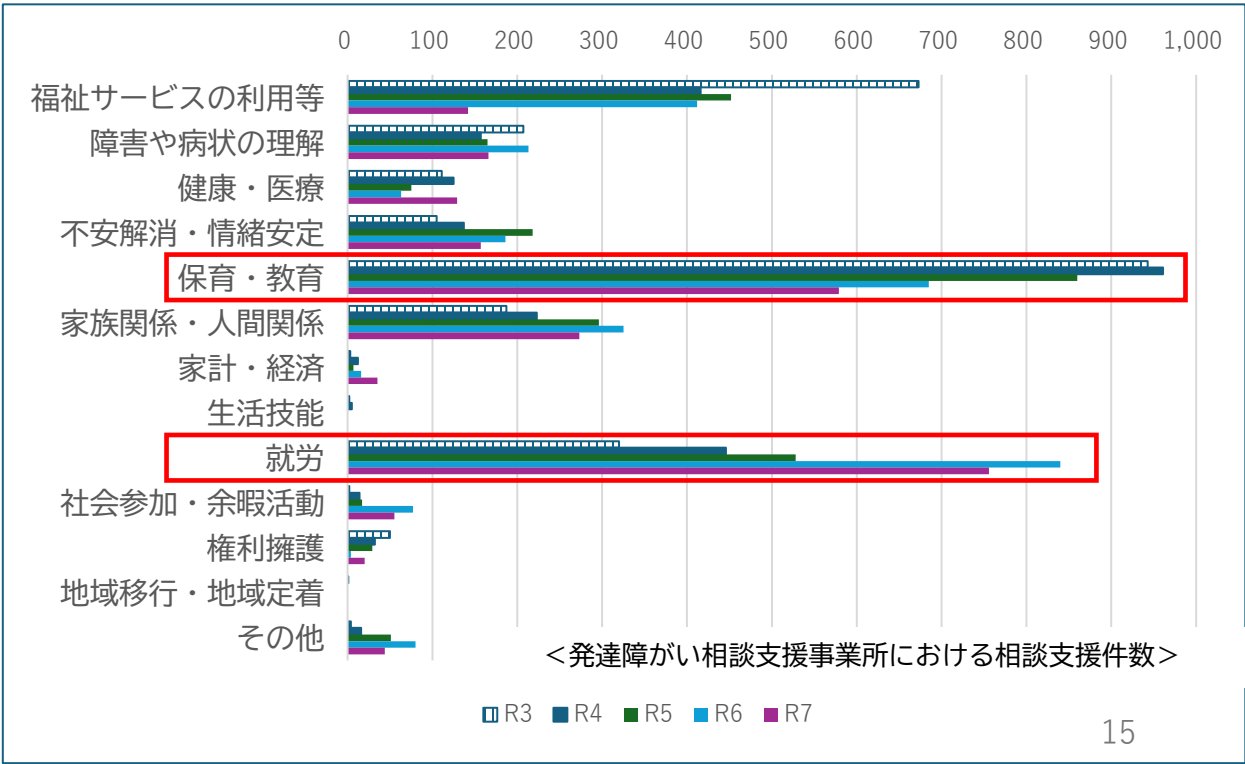
- 本市が発達障がいの専門の相談拠点として設置している「発達障がい相談支援事業所」や、市域を4箇所に分けて設置している「地区障がい相談支援事業所」における相談件数は、令和3年度から7年度で、合計で901件（21.6％）増加しています。
- また、相談内容では、福祉サービスの利用や保育・教育に関すること、就労に関することが多い傾向です。

※ 右上<相談対応件数（延べ）>の令和7年度までの実績には、発達障がい相談支援事業所と地区障がい者支援事業所との間で、役割分担を図ったことにより、一部の利用者の相談先が事業所間で異動したことによる増減を含んでいる。

<相談対応件数（延べ）※> (単位：件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発達障がい相談支援事業所	障がい児	2,150	1,800	1,785	1,591	1,164
	障がい者	378	676	913	1,310	1,192
地区障がい者相談支援事業所	障がい児	652	1,078	1,474	2,089	1,941
	障がい者	994	983	656	707	778
発達障がい児	計	2,802	2,878	3,259	3,680	3,105
発達障がい者	計	1,372	1,659	1,569	2,017	1,970
合計		4,174	4,537	4,828	5,697	5,075

(各年度3月末)

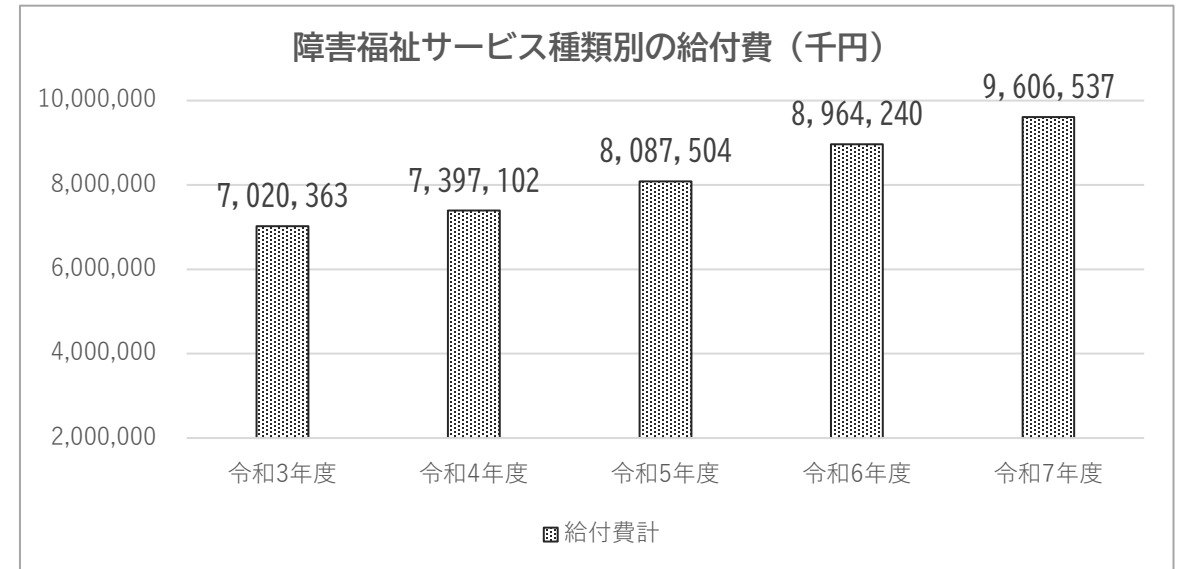
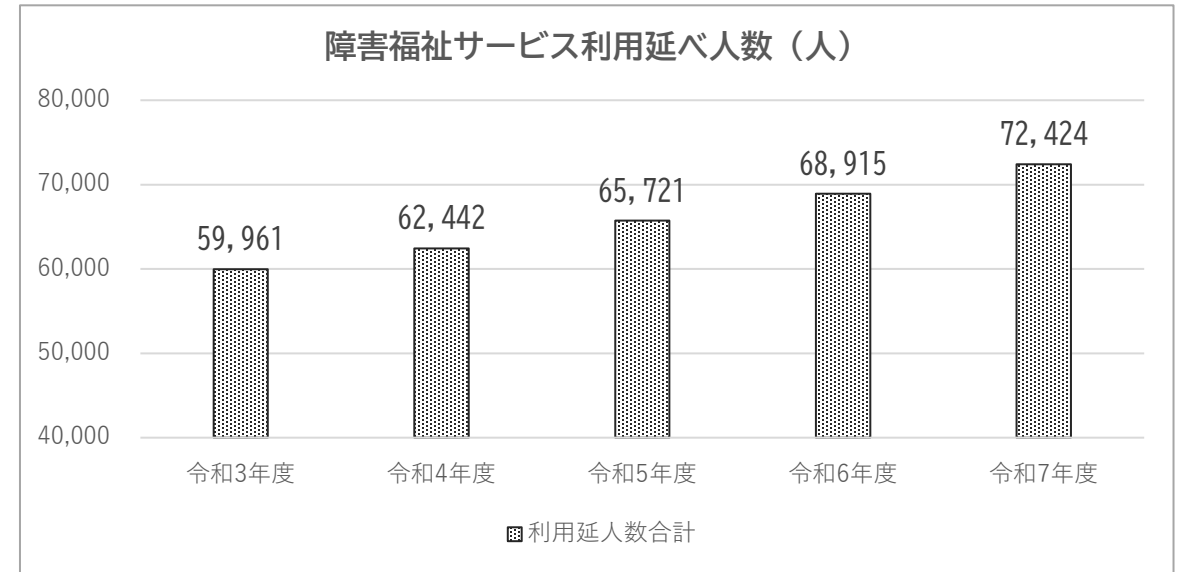


4-2 本市の現状

■障がい者福祉を取り巻く現状

（５）障がい福祉サービス支給決定者数の推移

- ・令和7年度のサービス利用延べ人数は72,424人で、令和3年度と比べると約1.21倍に増加しています。
- ・同じく、令和7年度のサービス給付費は9,606,537千円で、令和3年度と比べると約1.37倍に増加しています。



5 第5次福井市障がい者福祉基本計画に向けて

■ 第4次計画以降の変化(国・社会環境)

近年、国においては、障がい者施策の考え方が大きく転換しており、特に次の視点が重視されています。

- ・ 共生社会の実現に向けた取組の強化（相互理解の促進、社会参加の拡大）
- ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進（障がいの種類にかかわらず必要な情報を得られる環境整備）
- ・ 合理的配慮の提供の義務化（民間事業者を含む）
- ・ デジタル技術（ICT・AI）を活用した支援の推進
- ・ 医療的ケア児や重複ニーズへの対応の強化
- ・ 災害時を含めた支援体制の強化

■ 第4次計画の成果

第4次福井市障がい者福祉基本計画の推進により、相談支援体制の整備、障がい福祉サービスの充実、障がい者雇用の拡大、福祉サービス利用の増加など、障がいのある人の地域生活を支える基盤は一定程度構築されてきました。

■ 今後の取組方向

上記のほか、当事者団体や審議会の意見、アンケート結果を踏まえた課題と取組方向を、次のとおり整理しました。

5 第5次福井市障がい者福祉基本計画に向けて

① 相互理解・共生社会に関する課題

- ・ 障がいを理由とする差別があると感じる市民が多い
- ・ 発達障がい・精神障がいに対する理解不足や偏見の存在
- ・ 手話や合理的配慮に対する理解・認知が低い

➡ 相互理解を基盤とした共生社会の実現に向け、理解促進や差別解消の一層の推進が必要

② 情報提供・コミュニケーションに関する課題

- ・ 医療・福祉情報が当事者や家族に十分に届いていない
- ・ 災害時の情報収集に不安を抱える人が多い
- ・ 意思疎通の困難により支援につながりにくいケースがある

➡ 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の強化が必要

③ 社会参加・就労・生活に関する課題

- ・ 日中の居場所や就労へのニーズが高い
- ・ 就労後の継続支援や相談体制が不足
- ・ 文化活動や地域活動への参加機会が限定的

➡ 社会参加や活躍の機会を広げる環境整備が必要

5 第5次福井市障がい者福祉基本計画に向けて

④ 相談・支援体制に関する課題

- ・相談件数やサービス利用が増加し、ニーズが多様化
- ・ライフステージの変化に応じた支援の継続が困難
- ・就労や生活の困りごとを相談できる体制が不十分

➡ ライフステージ全体を通じた切れ目のない支援体制の構築が必要

⑤ 災害・安全・地域生活基盤に関する課題

- ・災害時の避難や情報取得に不安
- ・地域での支え合い体制が不十分
- ・避難所での障がい特性への配慮が不足

➡ バリアフリーや災害対応を含めた生活基盤の整備が必要

⑥ 支援ニーズの増加と高度化

- ・精神障がい・知的障がい者の増加
- ・サービス利用・相談件数の増加
- ・家族の高齢化や支援の長期化

➡ 量的拡大とともに、複合的・継続的な支援への対応が必要

6 次期計画について - 体系骨子案

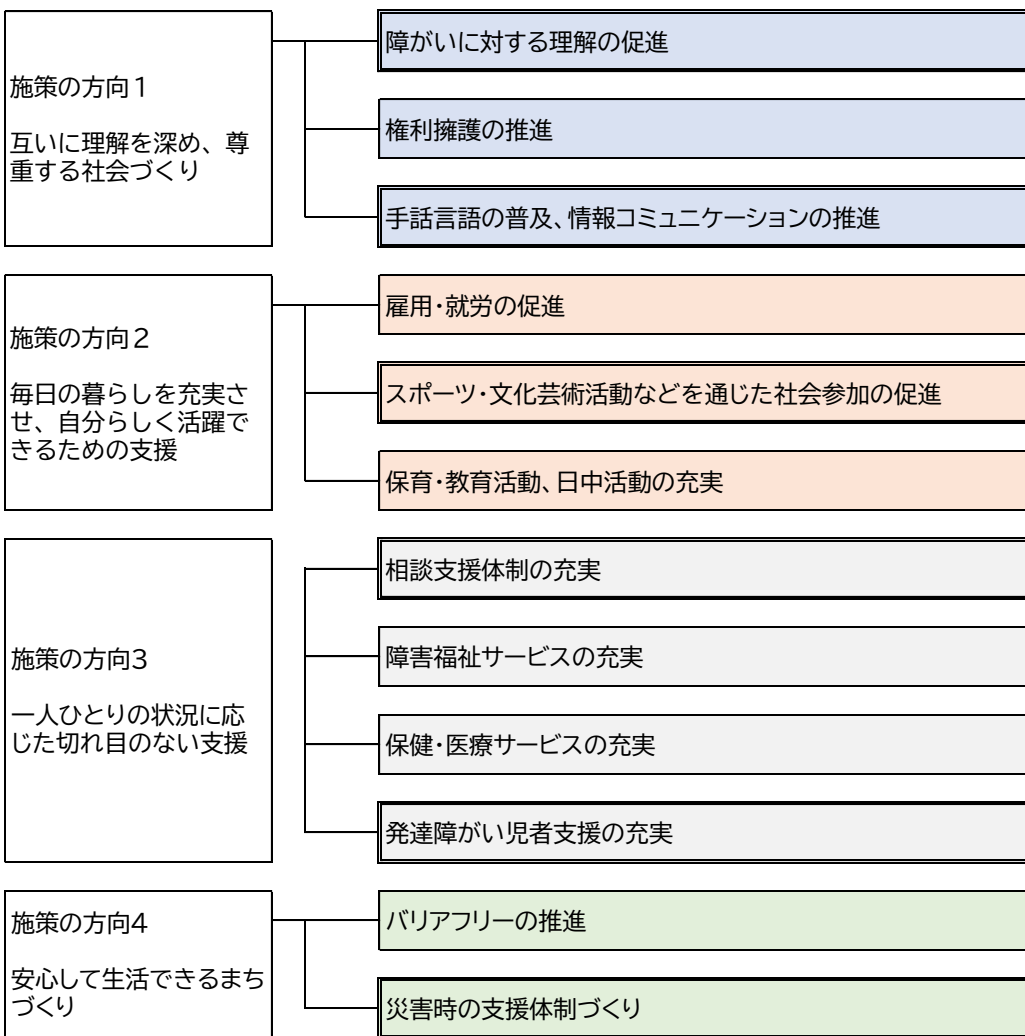
■第5次福井市障がい者福祉基本計画（計画期間：令和9年度～令和14年度）

【基本理念】

【施策の方向】

【個別施策】

障がいのある人もない人も互いに理解し認め合いながらともに生きるまちづくり



重点施策

考え方

- ・第5次計画では、第4次計画の方向性を継承しつつ、障がい者施策を取り巻く社会環境の変化や制度改正等を踏まえ、施策体系の見直しを行います。
- ・特に、相互理解を共生社会の基盤として明確に位置付けるとともに、合理的配慮や情報アクセシビリティの推進、社会参加の促進などの視点を強化し、障がいのある人が地域で主体的に生活し、活躍できる社会の実現を目指します。

特に重要と考える視点

- ・障がいの有無にかかわらず互いに理解、認め合う共生社会の実現
- ・合理的配慮の推進や情報アクセシビリティの向上
- ・障がいのある人が主体的に社会参加し、活躍できる環境の整備
- ・ライフステージ全体を通じた切れ目のない支援の充実
- ・地域生活を支える基盤整備や災害時の支援体制の確保

6 第5次福井市障がい者福祉基本計画 (1)基本理念

障がいのある人もない人も互いを**理解し 認め合いながら** ともに生きるまちづくり

(考え方)

- ・本市では、障がいのある人も障がいのない人も共に教育を受け、生活し、働き、活動することができる共生社会（インクルーシブな社会）の実現を目指し、これまで、互いの人格や個性を尊重し、それぞれが社会の一員として身近な地域で支え合いながら生活できる社会の構築に取り組んできました。
- ・次期計画では、これまでの方向性を踏まえつつ、「互いを認め合う社会」の実現に向け、その前提となる「相互理解」をより一層重視したまちづくりを推進し、共生社会の実現を目指します。
- ・なお、この相互理解は、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※向上を通じて実現されるものです。

※アクセシビリティ：障がいの有無にかかわらず、すべての人が必要な情報やサービスを利用しやすい状態や環境のこと

6 第5次福井市障がい者福祉基本計画 (2)重点施策

	重点施策	設定理由
1	障がいに対する理解の促進	・市民アンケートでは、障がいを理由とする差別があると感じている人が多く、相互理解の不足が明らかとなっている。 ・また、発達障がいや精神障がいなど、外見から分かりにくい障がいに対する理解不足や偏見も課題となっている。 ・<u>共生社会の実現には、相互理解の促進が基盤となることから、重点施策として推進する。</u>
2	手話言語の普及、情報コミュニケーションの推進	・障がいの種類にかかわらず、必要な情報を得ることが困難であることや、災害時の情報取得への不安、コミュニケーションの困難により支援につながりにくい状況が課題となっている。 ・また、手話言語や合理的配慮に対する理解が十分に進んでいない状況も見られる。 ・<u>情報アクセシビリティの確保と意思疎通支援は、相互理解と社会参加を支える最も重要な手段であることから、重点施策として推進する。</u>
3	スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進	・障がいのある人からは、日中の居場所や社会参加の機会の充実が求められている一方で、文化活動や地域活動への参加機会は依然として限定的である。 ・また、社会参加を支える環境整備も十分とは言えない状況である。 ・<u>障がいのある人が主体的に地域で生活し、活躍できる社会を実現するため、重点施策として推進する。</u>
4	相談支援体制の充実	・相談件数やサービス利用は増加しており、支援ニーズの多様化・複雑化が進んでいる一方、身近に相談できる体制が十分でないとの声が多く寄せられている。 ・また、ライフステージの変化に応じた支援の継続が課題となっている。 ・<u>誰もが必要な支援につながるができるよう、相談支援体制の強化と、切れ目のない支援の仕組みを構築するため、重点施策として推進する。</u>
5	発達障がい児者支援の充実	・発達障がいについては、理解不足による偏見や誤解が多く、適切な支援につながりにくい状況がある。 ・また、乳幼児期から成人期・高齢期に至るまで、ライフステージを通じた継続的な支援が求められている。 ・<u>発達障がいの特性に応じた支援と相互理解の促進を進めるとともに、切れ目のない支援体制を構築するため、重点施策として推進する。</u>
6	災害時の支援体制づくり	・災害時の避難や情報取得に不安を感じている障がいのある人が多く、地域での支え合い体制や避難所における配慮が十分でない状況がある。 ・また、医療的ケア児や重度障がい者など、特別な配慮が必要な人への対応も課題となっている。 ・<u>平時から支え合い体制の構築を含め、災害時においても安心して行動できる環境整備を図るため、重点施策として推進する。</u>

6 第5次福井市障がい者福祉基本計画 (3)施策の方向、個別施策

施策の方向1 互いに理解を深め、尊重する社会づくり

- ・身近な地域で市民一人ひとりの権利が守られ、尊重される共生社会の実現に向け、多様な障がいや障がいのある人の暮らしへの理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。
- ・また、障がいのある人が円滑に情報の取得・利用・発信できるよう、情報アクセシビリティの向上を図ります。

個別施策1 障がいに対する理解の促進	重点施策	個別施策2 権利擁護の推進	個別施策3 手話言語の普及、情報コミュニケーションの推進	重点施策
施 策		施 策		施 策
1 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進		1 権利擁護に関する理解促進		1 情報バリアフリーの推進
2 地域住民と障がいのある人との交流の促進		2 成年後見制度の利用支援		2 デジタル技術を活用した情報保障（ICTの活用）の推進
3 福祉教育の推進		3 市民後見の推進		3 手話に関する理解促進及び学習機会の充実
		4 日常生活自立支援事業		4 意思疎通支援等を担う人材の養成
		5 虐待の防止		
		6 消費者トラブルなどの被害防止		
		7 行政サービスにおける合理的配慮の推進		
		8 民間事業者における合理的配慮の推進		

6 第5次福井市障がい者福祉基本計画 (3)施策の方向、個別施策

施策の方向2 毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援

- ・ 障がいのある人一人ひとりがそれぞれの能力や特性を活かしながら、市民の一人として地域で主体的に生活し、自ら積極的に自分らしく社会参加のできる環境整備を図るため、学ぶことや、文化・芸術活動を始めとする社会的な活動への参加、自立に向けた就労への支援の充実に取り組みます。

個別施策1	雇用・就労の促進
施 策	
1	就労支援体制の整備
2	一般就労の促進
3	就労関係機関との連携
4	雇用・就労に関する情報提供の充実
5	就労系サービスの利用促進
6	障がい者雇用の理解促進
7	企業への支援
8	障がい者就労支援施設からの優先調達の推進
9	公的機関における障がい者の雇用促進

個別施策2	スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進
重点施策	
施 策	
1	障がい者スポーツの普及・推進
2	文化・芸術活動を通じた交流の促進
3	地域活動参加の推進
4	情報提供の充実
5	ボランティア活動の推進及び担い手の育成
6	障がい者団体等への支援
7	外出支援の充実

個別施策3	保育・教育活動・日中活動の充実
施 策	
1	地域での活動の機会の充実
2	障がい児の保育・教育活動の充実
3	障がい児者の日中活動の充実
4	社会参加や地域活動に関する情報提供の充実
5	精神障がい者の地域生活への移行支援の充実

6 第5次福井市障がい者福祉基本計画 (3)施策の方向、個別施策

施策の方向3 一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で継続して生活していくために、一人ひとりの状況やニーズ、ライフステージに応じた一貫した支援が受けられる体制の整備に取り組みます。

個別施策1	相談支援体制の充実	重点施策	個別施策2	障がい福祉サービスの充実	個別施策3	保健・医療サービスの充実
施 策			施 策		施 策	
1	相談支援事業所や相談支援センターの機能の充実		1	地域生活への移行の促進と居住支援の機能強化	1	母子保健事業の推進
2	多様な関係機関の連携による相談支援体制の充実		2	障がい児支援の充実	2	健康づくりと疾病の悪化防止の推進
3	相談支援に携わる人材育成や資質向上のための支援の充実		3	訪問系サービスの充実	3	こころの健康づくりと精神疾患に関する支援の充実
4	相談当事者やその家族に対する支援の充実		4	日中活動系サービスの充実	4	認知症対策の総合的推進
			5	居住系サービスの充実	5	医療費の助成
			6	地域生活支援事業の充実	6	難病患者への支援体制構築
			7	補装具等の充実		
			8	各種年金・手当等の支給による経済的支援の推進	個別施策4	発達障がい児者支援の充実
			9	助成・減免制度の周知と活用促進		重点施策
			10	高齢の障がいのある人への支援	施 策	
			11	医療的ケア児への支援	1	早期発見・早期療育体制の充実
			12	障がい福祉分野におけるICTの活用	2	特性に応じた保育の充実
					3	学校教育における支援の推進
					4	発達障がい者の就労の促進
					5	ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実
					6	発達障がいの理解促進
					7	支援人材の育成
					8	サービス提供及び環境整備の推進

6 第5次福井市障がい者福祉基本計画 (3)施策の方向、個別施策

施策の方向4 安心して生活できるまちづくり

- ・障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、公共交通機関や公共施設等のバリアフリーを促進するとともに、障がいのある人の気持ちに寄り添った心のバリアフリーの促進が重要です。ソフト・ハード両面のバリアフリーを推進します。
- ・また、災害発生時に、障がいのある人にも必要な情報が速やかに取得され、迅速な避難が行われ、避難所において障がい特性に沿った適切な支援がされるために、地域で支えあうことのできる体制の確立についても特に重視すべき取組として進めます。

個別施策1	バリアフリーの推進	個別施策2	災害時の支援体制づくり	重点施策
施 策		施 策		
1	公共施設等のバリアフリー化の推進	1	避難行動要支援者名簿の作成・活用	
2	住宅のバリアフリー化の推進	2	地域での支援体制づくり	
3	歩行空間を含めた移動環境の整備	3	医療的ケア児者等への支援体制づくり	
4	交通事業者に対するバリアフリー化の促進及び支援	4	防災訓練の充実	
5	福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導	5	避難所等における支援体制の確立	
6	障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進【再掲】	6	緊急時の情報伝達手段の利用、登録促進	
7	情報バリアフリーの推進【再掲】	7	防災意識の向上	

① 基本理念

- ・「互いを認め合う社会」を実現するために、その基盤となる「相互理解」をより重視します。

② 施策の方向（柱）

- ・基本理念の実現に向けて、「互いに理解を深め、尊重する社会づくり」を新たな柱として位置付けます。

③ 個別施策（重点分野）

- ・相互理解を支える重要な手段として、手話言語の普及や情報コミュニケーションの推進を、重点施策として位置付けます。
- ・また、障がい特性やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・さらに、障がいのある人の文化活動や社会参加の促進について、従来の取組を踏まえつつ、参加機会の充実や活動の場の拡大を図り、共生社会の実現につなげます。

7 現計画との比較ポイント

第4次 ➤ 第5次

【基本理念】

【施策の方向】

【個別施策】

【基本理念】

【施策の方向】

【個別施策】

障がいのある人もない人も互いを認め合いともに生きるまちづくり

施策の方向1

一人ひとりに応じた切れ目のない支援

相談支援体制の充実

障害福祉サービスの充実

保健・医療サービスの充実

発達障がい児者支援の充実

施策の方向2

毎日の暮らしを充実させるための支援

雇用・就労の促進

日中活動の充実

社会参加の促進

施策の方向3

安心して生活できるまちづくり

障がいに対する理解の促進

バリアフリーの推進

災害時の支援体制づくり

権利擁護の推進

・・・重点施策



障がいのある人もない人も互いを理解し認め合いながらともに生きるまちづくり

施策の方向1

互いに理解を深め、尊重する社会づくり

障がいに対する理解の促進

権利擁護の推進

手話言語の普及、情報コミュニケーションの推進

施策の方向2

毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援

雇用・就労の促進

スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進

保育・教育活動、日中活動の充実

施策の方向3

一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援

相談支援体制の充実

障害福祉サービスの充実

保健・医療サービスの充実

発達障がい児者支援の充実

施策の方向4

安心して生活できるまちづくり

バリアフリーの推進

災害時の支援体制づくり

・・・重点施策

8 策定スケジュール

	令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月
障がい者福祉 専門分科会				7/9 第1回 諮問 (予定)	第2回	第3回				第4回 答申式			
関係協議会等※				←意見聴取→								計 画 公 表	策定報告
事務局 庁内調整等			← ・計画案の作成 ・障がいサービス提供状況事業所調査 ・分科会の審議、関係協議会の意見聴取による修正 等 →						← ・パブコメ意見対応 ・計画案の完成 等 →				全体部長会議 策定報告
パブリックコメント								←意見公募→					

※関係協議会等

① 福井市障がい者自立支援協議会

障がい者への支援体制の整備を図るため、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関により構成される協議会(15名)
障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標等に対する意見聴取を行う。(障害者総合支援法第88条第9項)

② 福井市発達障がい児者専門支援者検討会

発達障がい児者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援体制の構築を図るため、学識経験者、専門相談機関、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成される検討会(12名)
発達障がい児者にかかわる施策等について意見を徴収するとともに、本基本計画と「第3期発達障がい児者支援計画」との整合性を図る。(発達障害者支援法)